塩竈市空き店舗等利活用促進事業　FAQ

Q　自社又は個人所有の物件を改修し、自ら店舗を営業したい。

A　補助対象とはなりません。

　　改修した空き店舗等で営業する方が所有者本人、空き店舗の所有者の親族（２親等以内の親族）又は生計を同一にする場合、所有者が法人の場合は、空き店舗等で営業する方が法人代表又は法人が代表とする他の法人、法人代表の親族（２親等以内の親族）又は生計を同一にする方は対象となりません。

Q　水回りが古くなったので改修したい。

A　店舗分割、住居と店舗の分離工事に伴う場合の水道工事は対象となります。

Q　不動産事業者に相談していないが、補助金の対象となるか。

A　本事業は事前相談から賃貸契約まで、スムーズかつ速やかに行うため、協力不

動産事業者に相談していただきます。

Q　３年間借り手がつかなかった。

A　残念ながら3年間借り手がつかない場合でも、改修日から3年間店舗として

の募集を継続した場合は補助金の返還対象にはなりません。

Q　既に工事を終えているが、これから申請はできるか。

A　工事発注前の事前相談が必要ですので、申請できません。

Q　既に一部工事は完了済みであるが、未着手部分の改装費について、申請するこ

とはできるか。

A 改修済みの工事と一体的に契約していない場合は、申請できる可能性があり

ます。ただし、申請の可否については内容を精査し回答します。

Q　自身で工事をした場合、補助対象になるか。

A　対象になりません。事前相談の際に、見積や図面等とあわせて工事箇所を確認させていただきます。その際、見積書については第三者でかつ工事専門の事業者による見積により、工事金額の適正性を裏付ける資料となります。